

環境監査と遵守

IBM には環境ポリシー、環境管理規定、環境管理基準、さらにその地域の法規制の遵守状況を評価するため、環境セルフ・アセスメント、環境ピア・レビュー、環境コーポレート・オーディットの三つの社内環境監査プログラムがあります。

最初の環境セルフ・アセスメントは、自己点検チェックリストを用いて遵守状況の自己評価を行うものです。次の環境ピア・レビューでは、他事業所の専門家に依頼して自己評価結果などに問題がないかを診断してもらいます。最後の環境コーポレート・オーディットでは、環境報告データや環境セルフ・アセスメント結果が正しいか、また、隠されている問題点がないかどうかについて、不定期に4週間にわたり厳格な内部監査が実施されます。

この監査の特徴は、法規および内規の要求事項に対して証拠を提示できない場合は不適合として取り扱われるという厳しいものです。この結果は、IBM コーポレーションの経営陣に報告され、発見された問題点には適切な対策が行われています。

日本 IBM では、環境コーポレート・オーディットがいつ行われてもよいように、2008 年は全事業所における環境セルフ・アセスメントを実施しました。また、その結果に対する検証作業として8事業所をサンプリングして環境ピア・レビューを行い健全性の向上に努めており、2009 年もこの活動を継続していきます。

IBM では ISO 14001 の世界的な統合認証の一環として、約 20 の事業所や事業部が毎年、独立した ISO 14001 審査登録機関による監査を受けます。当社の製造、ハードウェア開発事業所および化学物質を使用する研究所は、社内監査チームまたは外部の ISO 14001 審査登録機関による監査を、少なくとも2年に1回受けます。

環境事故報告

IBM では世界共通の環境事故報告システム(Environmental Incident Reporting System: EIRS)により、化学物質などの流出事故や法律違反などを経営陣に報告しています。EIRS の目的は報告だけではなく、世界中で起こった環境事故を分析して再発防止策を立て、各国の事業所に水平展開することです。

2008 年には、27 件の化学物質の流出事故が報告されましたが、このうち3件(酸溶液、油圧油、水酸化カルシウム溶液)は、二次容器内に留まりましたが、24 件は、環境へ放出されました。24 件のうち6件は大気へ、18 件は地面へ放出されました。大気へ放出されたものは冷媒でした。地面へ放出された内訳は、粒子1件、冷水3件、廃水9件、石油、蒸気の凝縮水、水酸化カルシウム溶液、工業廃水と温水がそれぞれ1件です。すべての流出について根本原因が調査され、適切な是正措置が取られました。

環境事故報告件数

	2004	2005	2006	2007	2008
IBM 全体	69	48	49	46	35
日本 IBM	2	0	0	0	0

罰金・過料

企業の環境対応の度合いを表す基準の1つは罰金と過料です。2008年にIBMは86回の立ち入り検査・査察を受けましたが、罰金・過料を含む違反はありませんでした。過去5年間で環境に関して有害物質の計画書に関する不備で1件の罰金を科せられており、総額は約1000ドルとなっています。

国内では、水質汚濁防止法に基づく特定事業場として2008年に大和事業所が排水に関して4回、箱崎事業所が廃棄物に関して1回立ち入り検査があり、いずれも違反はありませんでした。

罰金・過料 (千ドル)

	2004	2005	2006	2007	2008
件数	0	0	0	1	0
罰金・過料	0	0	0	1	0